

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

● 第28回全国火薬類保安協会理事会の開催

首記理事会が、令和3年3月4日、全国火薬類保安協会においてweb会議方式開催され、提案された決議事項は原案どおり承認されました。

決議事項

- 第1号議案 第17回総会（臨時）の招集に関する件
- 第2号議案 令和3年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件
- 第3号議案 令和3年度資金運用計画の承認に関する件
- 第4号議案 令和3年度常勤役員報酬の支給及び報酬額の同意に関する件
- 第5号議案 規程等の改正（火薬類保安管理功労者等会長表彰審査会関係）
- 第6号議案 顧問の選任に関する件

報告事項

- 報告1 会長等の職務執行の状況報告
- 報告2 コロナ渦における業務実施状況報告等

連絡事項 令和3年（3月～12月）の会議等の予定

● 第17回全国火薬類保安協会総会（臨時）の開催

首記総会が、令和3年3月22日、東京都中央区のアスカディア市ヶ谷において開催され、提案された決議事項は原案どおり承認されました。

決議事項

- 第1号議案 令和3年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件

報告・連絡事項

- 報告1 顧問の選任に関する件
- 連絡1 令和3年（5月～12月）の会議等の予定

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催・延期・中止の可能性があります。ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会議等名称
令和3. 5. 18	第9回全国会議、第9回試験事務所長会議（書面開催）
5. 19	手帳制度研修会（中止）
6. 1	第29回理事会
6. 22	第18回総会（定時）、第30回理事会
9. 5	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
11. 8～9	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）

● 都道府県協会事務局長異動（敬称略）

協会名	役職	新
（一社）栃木県火薬類保安協会	事務局長	矢嶋 淳（令和3年4月就任）
（一社）新潟県火薬類保安協会	事務局長	外丸 英直（令和3年4月就任）
（一社）岐阜県火薬類保安協会	事務局長	伊藤 修（令和3年4月就任）
鹿児島県火薬類保安協会	事務局長	湯田平哲朗（令和3年4月就任）

● 令和3年1月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬（単位：t）	1,978	2,139	1,291
（前年同月比：％）	(90.5)	(93.3)	(110.7)

● 火薬類の適正な管理について（依頼）

（公社）全国火薬類保安協会 会員各位

（公社）全国火薬類保安協会
会長 鶴田 欣也

火薬類の適正な管理について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本年7月23日から9都道府県において開催されますことから、火薬類の適正な保管管理並びに携帯運搬の自粛などの指導依頼が警察庁からありました。

つきましては、会員の皆様におかれましては、常日頃火薬類の保安管理を徹底されておられるところとありますが、再度火薬類の保安管理の徹底、火薬類の盗難、不正流出の防止、携帯運搬の自粛等に努められますようお願い申し上げます。

敬具

（公社）全国火薬類保安協会 会長殿

警察庁生活安全局保安課長

火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本年7月23日から9都道府県において開催され、また、それに先立ち、東京2020オリンピック聖火リレーが3月25日に福島を出発し、全都道府県を巡る予定であり、警察庁では、各種対策を推進しているところであります。

仮に火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されるところ、貴団体におかれましては、各会員に対して、下記のとおり火薬類の適正な保管管理並びに携帯自粛などについて更なる御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難または紛失防止の徹底を図ること。
 2. 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること。
 3. 火薬類を譲渡する場合の手続きを遵守すること。
 4. 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の記載を確実にし、盗難・不正流出の防止に努めること。
 5. 別添に記載の日程及びその前後においては、対象地域等における火薬類の運搬を自粛すること（具体的な自粛期間については、関係警察に確認すること）。
- なお、やむを得ず、運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡を取り、輸送ルート、時間の調整等の措置を採ること。
6. 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察官へ届け出ること。

※依頼文の別添として、聖火リレー日程、競技日程と実施する道府県名が掲載されています。弊協会のホームページをご覧ください。

● 令和2年火薬類関係事故について（確報）

総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	種類別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
消費中	産業火薬	5	30	0	0	0-2	0-6
	煙火	10		0		0-0	
	がん具煙火	15		0		0-4	
その他事故	産業火薬	0	2	0	0	0-0	0-1
	煙火	1		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		0-1	
合計	産業火薬	5	32	0	0	0-2	0-7
	煙火	11		0		0-0	
	がん具煙火	16		0		0-5	

※製造中、運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

●景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが鈍いもの、一部に弱さがみられる。

3月の月例経済報告 - 内閣府は23日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「3月の月例経済報告」を提出し、承認された。

我が国経済の基調判断

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが鈍いもの、一部に弱さがみられる。

- 個人消費は、このところ弱含んでいる。
- 設備投資は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- 輸出は、このところ増勢が鈍化している。
- 生産は、持ち直している。
- 企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるもの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさは残るもの、持ち直しの動きがみられる。
- 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- 消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していることが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

政策の基本的態度

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取組むとともに、決してアフレに反さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。その上で、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び強力な経済成長を実現する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、2週間延長していた4都府県の緊急事態宣言を3月21日をもって解除した。引き続き、感染再拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を具体化する令和2年度第3次補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、令和3年度予算及び関連法案の早期成立に努める。また、3月16日に取りまとめた「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を速やかに実行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていく。日本銀行においては、3月19日、2%の物価安定目標を実現するため、より効果的で持続的な金融緩和を実施するための措置を講じた。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

●火薬類取締法施行規則等の改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。火薬類の換算、打撈煙火等の無許可消費数量及びがん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し等が行われましたのでお知らせします。今改正概要の部分を掲載します。省令、告示の詳細は、弊協会及び経済産業省のホームページをご覧ください。

敬具

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について

(火薬類の換算、打撈煙火等の無許可消費数量及びがん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し等)

令和3年4月

1. 改正の背景

(1) 火薬類の換算等の見直し

火薬類取締法では、火薬、爆薬それぞれの薬種にかかわらず、火薬2トンを爆薬1トんに換算して、貯蔵時の保安距離等を定めている。火薬類取締法制定時に使用されていた主な爆薬はダイナイトであったが、近年は取扱いは安定性がより高い硝安油剤爆薬や含水爆薬が主流となっており、また、一般的な火薬に比べて威力の低いコンボット推進薬(火薬の一種)がロケット等の分野で活用されている。

(2) がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し

がん具煙火については、一般消費者が使用することを前提に、火薬類取締法施行規則(以下「規則」といふ)第1条の5において、火薬・爆薬それぞれの量及び形状等を厳密に定めており、こうしたがん具煙火についてのみ、がん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められている。

がん具煙火の半製品については、現行、がん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められないが、別紙の写真に示すような、外箱等を取り付ける工程のみを経た一般消費者に供給されるがん具煙火となる半製品に関しては、事業者が取り扱う場合において、がん具煙火と同等の安全性が認められるため、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することを認めることとする。

(3) 打撈煙火等の無許可消費数量の見直し

信号又は鑑賞の用に供するための煙火及び演出の用に供するための煙火については、大きさや量に応じて、各々の上限を超えない範囲であれば消費の許可を要しないこととしている。

このように個々の大きさや量に応じた上限が設けられていることにより、現行、総数としての火薬量が無許可消費できる火薬量と比べて少なくなる場合であっても、個々に定められた上限を超えた場合は消費の許可が必要となる(図1)。

現状無許可消費が認められている総数の範囲内であれば、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費したとしても保安上支障がないと認められるため、所要の改正を行う。

図1：煙火に係る無許可消費の具体例(現行規則)

消費の許可が必要		消費の許可不要(無許可消費)	
打撈煙火(鑑賞用)	直径10cm超え、14cm以下 0個	打撈煙火(鑑賞用)	直径10cm超え、14cm以下 10個以下
打撈煙火(鑑賞用)	直径6cm超え、10cm以下 0個	打撈煙火(鑑賞用)	直径6cm超え、10cm以下 15個以下
打撈煙火(鑑賞用)	直径6cm以下 51個以下	打撈煙火(鑑賞用)	直径6cm以下 50個以下
仕掛煙火(電動用)	50個の装置を使用した仕掛煙火 2台	仕掛煙火(電動用)	200個以下の装置を使用した仕掛煙火 1台
仕掛煙火(電動用)	装置の合計：100個	仕掛煙火(電動用)	装置の合計：200個
煙火(演出用)	原形薬・爆薬量30g超え、50g以下 0個	煙火(演出用)	原形薬・爆薬量30g超え、50g以下 5個以下
煙火(演出用)	原形薬・爆薬量15g超え、30g以下 0個	煙火(演出用)	原形薬・爆薬量15g超え、30g以下 30個以下
煙火(演出用)	原形薬・爆薬量15g以下 51個以下	煙火(演出用)	原形薬・爆薬量15g以下 50個以下
煙火(演出用)の合計：51個		煙火(演出用)の合計：85個	

2. 改正の概要

(1) 火薬類の換算等の見直し

現行、貯蔵する火薬、爆薬の薬種にかかわらず、一律、火薬2トンを爆薬1トんに換算して貯蔵時の保安距離等を算出しているところ、特定硝安油剤爆薬等(注1)1.2トンを爆薬1トんに、特定コンボット推進薬(注2)10トンを爆薬1トンとして算出することとする。なお、特定コンボット推進薬を使用した火工品の中に爆薬が含まれる場合は特定コンボット推進薬若しくはこれを使用した火工品が爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵される場合は従来通りとし、特定コンボット推進薬2トンを爆薬1トんに換算する。

また、火薬庫の最大貯蔵量については表1のとおり改正する(規則第1条の6、第1条の7、規則第20条)。

(注1) 特定硝安油剤爆薬等：日本産業規格K4801(2006)に規定する硝安油剤爆薬又は日本産業規格K4827(2004)に規定する含水爆薬(新設告示「火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示」)

(注2) 特定コンボット推進薬：規則第1条の2第1号に規定する火薬のうち、過塩素酸アモニウム、アルミニウム及びポリプロピレンを主とするコンボット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの

表1：火薬庫の最大貯蔵量の改正内容

火薬類の種類	火薬庫の種類			
	火薬(特定コンボット推進薬を除く。)	火薬(特定コンボット推進薬を除く。)	爆薬(特定硝安油剤爆薬等を除く。)	特定硝安油剤爆薬等
(1)	50キログラム	20トンを	40トンを	48トンを
(2)	50キログラム	20トンを	100トンを	12トンを
(3)	50キログラム	20トンを	100トンを	25キログラム
(4)	50キログラム	20トンを	100トンを	25キログラム

(2) がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直し

がん具煙火貯蔵庫の貯蔵火薬類の区分に、「その他煙火」を追加するとともに、告示において、「その他煙火」を、規則第1条の5第一号イ(1)又はホ(1)若しくは(2)に該当するがん具煙火の半製品であって、火薬又は爆薬が充填された筒(外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経てがん具として用いられる煙火となるものに限る。)として指定する。(規則第19条、新設告示「火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示」)

(3) 打撈煙火等の無許可消費数量の見直し

現状無許可消費が認められている総数の範囲内で、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費できるよう図2のとおり改正を行う(規則第49条)。

図2：煙火に係る無許可消費数量の改正内容

現在の無許可消費数量		改正後の無許可消費数量	
打揚煙火（観賞用）			
直径10cm超え、14cm以下	10個以下	直径10cm超え、14cm以下	10個以下
直径6cm超え、10cm以下	15個以下	直径6cm超え、10cm以下	25個以下
直径6cm以下	50個以下	直径6cm以下	75個以下
仕掛煙火（観賞用）			
200個以下の炎管を使用した仕掛煙火	1台	仕掛煙火に使用する炎管の数	200個以下
煙火（演出用）			
原料火薬・爆薬量30g超、50g以下	5個以下	原料火薬・爆薬量30g超、50g以下	5個以下
原料火薬・爆薬量15g超、30g以下	30個以下	原料火薬・爆薬量15g超、30g以下	35個以下
原料火薬・爆薬量15g以下	50個以下	原料火薬・爆薬量15g以下	85個以下

全ての上限を満すことが必要

(4) 関連告示の改正

(1) の見直しに伴い、下記の告示の一部について改正する。

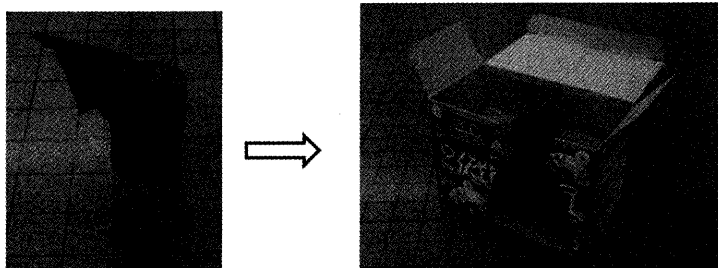
- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号）
- ・不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成19年経済産業省告示第269号）

(別紙)

がん具煙火貯蔵庫に新たに貯蔵を認めるがん具煙火の半製品の例

①噴出煙火（規則第1条の5第1号イ（1））

火薬を填薬した紙筒を外箱に接着剤等で固定する。

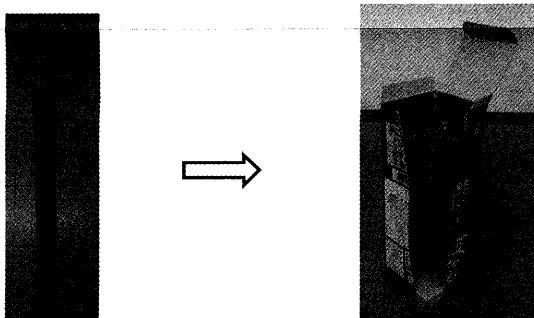


半製品

完成品

②打揚煙火（規則第1条の5第1号ホ（1））

火薬を填薬した筒を外箱や台座に接着剤等で固定する。

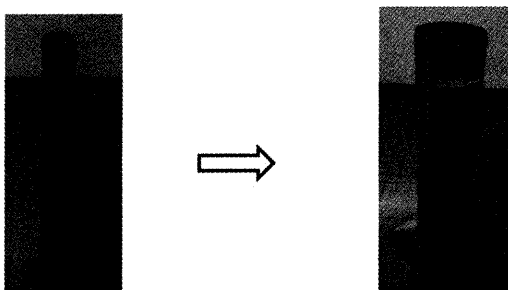


半製品

完成品

③打揚煙火（規則第1条の5第1号ホ（2））

火薬を填薬した筒を外箱や台座に接着剤等で固定する。



半製品

完成品

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国統一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

1. 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県保安協会等）に申し込んでください。
2. 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
3. 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
4. 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
5. テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。）
6. 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
7. 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
8. 以上をもって講習を受講したものとみなします。